「千葉県海岸漂着物対策地域計画」改定案の概要

**資料１**

１．地域計画の概要

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物処理推進法及び同法第１３条に基づく国の基本方針に基づき、平成２３年２月に策定（令和５年６月改定）

地域計画には、次の事項を定める。（海岸漂着物処理推進法第１４条）

①海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）及びその内容

②関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

③海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し

必要な事項

２．計画改定の経緯

令和７年１月に実施した重点区域選定希望調査の結果、鴨川市から選定要望があったこと　から、令和７年７月に千葉県海岸漂着物対策推進協議会に付したうえで改定案を作成した。

３．計画の主な改正点

鴨川市の一部海岸を重点区域に追加する

【参考：重点区域一覧】 ※アンダーラインは追加（予定）重点区域

１．銚子市：銚子漁港海岸、君ヶ浜海岸、酉明浦海岸

２．館山市：船形海岸、船形漁港、館山海岸、沖ノ島、見物漁港、波左間漁港、

坂田海岸、平砂浦海岸、相浜海岸

３．木更津市：木更津海岸

４．旭市：旭海岸、飯岡海岸

５．鴨川市：東条・広場東海岸、前原横渚海岸、鴨川漁港

　　　　　　小湊祓地区漁港海岸、天津小湊海岸内浦地区、小湊寄浦地区漁港海岸、実入海岸（松鼻地区）、天津小湊海岸神明地区（２号）、実入海岸、天津小湊海岸神明地区、天津漁港海岸、天津小湊海岸浜荻一号地区、浜荻漁港海岸、天津小湊海岸浜荻　　二号地区、江見海岸浜波太地区、浜波太漁港海岸、江見海岸天面地区、天面漁港　　　海岸、太夫崎漁港海岸、江見海岸吉浦地区、江見漁港海岸、江見海岸内遠野地区、江見海岸真門地区

６．富津市：富津海岸、富津漁港

７．南房総市：花園海岸、白浜海岸、和田海岸、千倉海岸、乙浜漁港、名倉漁港、

川下漁港、白浜西部漁港、富山海岸、高崎漁港、富浦海岸、富浦漁港

８．山武市：蓮沼海岸、南浜海岸、小松海岸、井之内海岸、白幡海岸、本須賀海岸

９．いすみ市：日在浦海岸、和泉浦海岸、太東海岸の一部

10．大網白里市：白里海岸

11．九十九里町：作田海岸、片貝漁港、片貝海岸、不動堂海岸

12．横芝光町：尾垂海岸、木戸海岸、栗山川漁港、屋形海岸

13．一宮町：一宮海岸、東浪見海岸、釣ヶ崎海岸

14．長生村：一松海岸

15．白子町：白子海岸

16．御宿町：御宿海岸

17. 鋸南町：保田海岸、保田漁港、勝山漁港